

1. 指名停止対象業者

前田建設工業株式会社（東京都千代田区）

2. 指名停止期間

令和8年6月26日～令和8年7月25日（1か月）

3. 指名停止理由

対象事業者の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行ったため。

なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止期間は（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲内で措置することとなる。

また、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第1条の2第1項により1か月とする。